2024 年 8 月吉日

会員各位

荒井商事株式会社

アライオークショングループ

重　　要

オークション規約 改定のご案内

拝啓 盛夏の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素よりアライオークションに格別のご高配を賜り、 厚く御礼申し上げます。 さて、この度アライオークションは、オークション規約の記載内容を一部改定いたします。 今後とも、オークションがよりスムーズに開催できますよう、当社と致しましても精一杯努力して参りますので、ご利用会 員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導 入 日　　２０２４年 9 月 1日（日）

内　　容　　【規約改定】

1 . AI-NET 店舗在庫規約

(1) 第 3 条　（規約の適用）内容改定
(2) 第 26 条　（名義変更と抹消依頼） 1 項 内容改定
(3) 第 27 条　（名義変更の罰則・その他の罰則） 1 項 内容改定
(4) 第 27 条　（名義変更の罰則・その他の罰則） 2 項 削除

【第 3 条（規約の適用)】

《現在》

２． 会員は、店舗在庫サービスの利用にあたっては、本規約、アライオークション規約及び当社提携先の規約を 熟知し、これらを遵守するものとします。

《変更後》

２． 会員は、店舗在庫サービスの利用にあたっては、本規約、アライオークション規約及び当社提携先の規約、法令を熟知し、これらを遵守するものとします。

【第 26 条（名義変更と抹消依頼)】

《現在》

１． 落札者は、成約日から ３０ 日以内又は譲渡書類の有効期限以内のいずれか短い期間内に移転登録等の手続きをしなければならないものとします。

《改定後》

1. 会員は、登録書類を受領した後、法令等の定めるところに従い名義変更手続きを完了し、速やかに車検証等、手続きが完了したことを示す書類を当社に提出するものとします。軽自動車については、税止めの処理まで行うこととします。但し、出品票または譲渡書類に有効期限の記載があるものは当社と提携会場の規定に準じなければならないものとします。

【第 27 条（名義変更の罰則・その他の罰則)】

《現在》

１．　成約日を含む　３０　日以内、又は譲渡書類の有効期限（名義変更期限）を経過しても名義変更未了の場合 には、名義変更遅延ペナルティ　１０,０００　円を科すものとし、以降名義変更の遅滞が　1　週間続く毎に名義 変更遅延ペナルティとして　１０,０００　円を加算するものとします（軽自動車の場合は、名義変更未着ペナルティも含む)。

⇩

《変更後》

5.　当社へ成約日の翌月 25 日までに（但し、出品時に書類有効期限が記載されていた場合はその期限日の 5 日前までに）移転済通知がない場合、移転完了通知遅延ペナルティを会員に請求するものとします。

(1)　通知期限を過ぎた場合のペナルティ　20,000 円
(2)　上記期限以降、7 日毎にペナルティ　10,000 円
(3)　軽自動車の税止めを怠り、翌年度以降も自動車税が旧所有者に発生した場合のペナルティ　10,000 円
(4)　上記ペナルティに加え、自動車税に関わる預り金について、返金を受ける権利を失う場合があります。

《現在》

2.当社提携先の落札した商材については、抹消した月の末日までに AI-NET 事業部へ FAX するものとします。

⇩

《削除》

＜関連法令＞

道路運送車両法 https://elaws.egov.go.jp/document?lawid=326AC0000000185

道路交通法：https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=335AC0000000105